

平成30年5月22日

於 教育委員会室

平成30年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成30年5月大和市教育委員会定例会

○平成30年5月22日（火曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	小 松 俊 子
4番	委 員	森 園 廣 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こ ども 部 長	齋 藤 園 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 川 幹 郎	教 育 総 務 課 長	石 川 正 道
学 校 教 育 課 長	土 佐 野 睦	保 健 給 食 課 長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	板 坂 和 明	教 育 研 究 所 長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真 由 美	こ ども ・ 青 少 年 課 長	遠 藤 隆 久
文 化 振 興 課 長	樋 田 久 美 子	図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	前 嶋 清

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 係 長	金 子 純 一 郎	教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 主 査	藤 田 和 宏
---------------------------	-----------	---------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第16号）町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について

日程第2（議案第17号）大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

日程第3（議案第18号）物品購入契約の締結について

日程第4（議案第19号）大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第5（議案第20号）大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

て

日程第6（議案第21号）平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用
図書について（諮問）

日程第7（議案第22号）大和市部活動ガイドラインについて

日程第8（議案第23号）教育財産の取得の申し出について

7 そ の 他

8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。会議時間は
教育長 正午までとします。

前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は4番森園委員、1番青蔭委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告します。

4月26日には、大和市家庭・地域教育活性化会議第1回推進委員会
に出席させていただきました。中学校区を単位として、各地域での活動
を展開していただいておりますが、これからの時代、学校だけで抱え込
んでいても解決できない課題が多く、ますます地域や家庭との連携が必要
になると考えられることから、今後の活動に期待がかかることなど
をお話しさせていただきました。

27日には、県央地区特別支援教育研究会定期総会が芸術文化ホール
で開催されて、ご挨拶させていただきました。

28日には、大和中ロータリークラブ創立40周年記念事業として、
市内の子どもたちを無料で招待し、「ピーターパンとウェンディ」とい
うミュージカルをプレゼントさせていただきました。ミュージカルを楽し
む機会を得て、子どもたちはとても楽しんでいました。すばらしい贈り
物をくださり、心から感謝申し上げます。また、同日藤沢で
行われておりました神奈川県華道展をのぞかせていただきました。

5月10日、11日には、関東地区都市教育長協議会総会に出席いた
しました。分科会や情報交換会では各市での取り組みをお聞きするこ
とができ、今後の参考となる情報をいただくことができました。

12日、13日には、大和市民まつりが行われました。今年も多く
の方が参加してくださいました。12日には6万人、13日には8万人と
聞いております。12日は天気もよく、穏やかなお祭り日和でしたが、
13日には残念ながら午後2時ごろから雨天となりました。しかし、パ
レードも無事に終わり、教育部が担当しているステージ部会も何とか予
定どおりに実施することができました。関係者の皆さんに感謝申し上げ
ます。特に2日間、ステージ担当としてご参加いただきました小松委員
におかれましては、本当にお疲れさまでした。お祭り全体を見渡します
と、今年もステージやボランティアなどに多くの子どもたちが参加して
おり、頼もしく思いました。

14日には、和座海綾租税教育推進協議会定期総会に参加いたしまし

た。社会の基礎である税の大切さや使われ方を、これからも学校教育の中にしっかりと位置づけて教えてまいりたいと思います。

15日には、大和市肢体不自由児者父母の会総会の挨拶で、学校現場における合理的配慮の環境づくりと子どもたち同士のともに生きる意識づくりの必要性についてお話しさせていただきました。同日、大和市PTA連絡協議会予算総会にも出席させていただきました。藤沢市で市PTA連絡協議会が解散するなど、PTAの活動も大きく変わろうとしています。そうした中、大和市のPTA連絡協議会として、何を取り組むべきかを明確にしながら頑張っていたきたいというエールの気持ちを挨拶で述べさせていただきました。

17日、18日には、岩手県一関市で開催されました全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に参加させていただきました。分科会での研究協議では、陸前高田市から被災後の子どもたちの心の軌跡が報告され、会場が涙に包まれました。また、東北や北海道からは、人口減少を抱え、子どもたちと地域のあり方が以前とは違った角度から論じられておりました。また、文部科学省からの説明では、働き方改革に関する事項に一番多くの時間を割いておりました。多くのことを学ばせていただきました。

19日には、コミュニティセンター草柳会館開館25周年を祝う集いに出席いたしました。挨拶では、地域の中で、子どもたちが安全に活動し、遊ぶことのできる場を提供していただいていることへの感謝の気持ちをお伝えいたしました。

21日には、平成30年度第1回目の総合教育会議が開催され、教育大綱関連事業を中心としてご議論いただきました。教育委員の皆様、ありがとうございました。

次に、次月定例会までの予定をお伝えいたします。

25日には、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会が静岡県藤枝市で開催されます。教育委員の皆様と参加したいと思います。

26日には、草柳小学校の安全安心フェスタと、北大和小学校、中央林間小学校、渋谷中学校、上和田中学校の運動会をのぞかせていただく予定です。天気が晴れることを祈っております。また、同日午後には、地域家族しんちゃんハウス法人創立15周年祭に出席させていただきます。

28日には、神奈川県都市教育長協議会が予定されております。

6月24日には、大和・生と死を考える会の25周年記念講演会に参加させていただく予定です。

最後に6月市議会の日程をお伝えいたします。

本会議初日は6月1日、最終日が27日です。一般質問は20日、21日、22日の3日間です。また、文教市民経済常任委員会は6月6日に予定されております。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○小松 委員 では、12日、13日に開催されました市民まつりについて、感想を述べさせていただきたいと思います。

ステージ部会を担当させていただきました。女子の中に男子もいるというスタイルは、ここ何年間か見受けられましたが、今年は、ダンスパフォーマンスのグループの中に、男子だけのグループが1グループございました。ダンスクラブの中の1つのグループではありますが、男子だけのグループで参加というのは初めてで、少し違ったスタイルで登場してきたなというように感じたところです。また、去年の市民まつりを見て、今年も見て、市民まつり以外でも幾つかのグループが参加してくださっていることを目しますが、子どもたちの成長を感じました。昨年と比べ、今年の方がパフォーマンスが上手くなっていて、成長を感じられました。そのように子どもたちが成長していく姿を、ステージを通して見られるということが何よりうれしく感じた市民まつりでございました。

土曜日は天気がよくて、日曜日は午後から雨が降ってしまったのですが、去年は両日とも土砂降りだったことを思いますと、今年は人出もとても多くて、よい市民まつりだったというように思いました。

一方で、トイレの問題などは、課題かと思えます。トイレは和式が多いのですが、女性のトイレとしましては、子どもたちも洋式トイレになれているということと、お年寄りの方たちが「和式は座らないとできないから、ほかに使える方、どうぞ」というように、長蛇の列の中でさらに並んで待っていらっしゃる姿が見受けられました。簡易トイレも設置されていたのですが、そちらも和式でした。子どもたちもそうですが、しゃがむのが難しいという方たちの声が聞こえてきていましたので、今後、見直していかなければいけないところかというように感じました。

そういった点はあるかとは思いますが、2日間とも、とてもよいお祭りだったと思います。

○森園 委員 2日間すばらしいお祭りだったと思います。
パレード部会にもステージ部会にも、多くの子どもたちが出ていまし

た。その中でもステージ部会はいろいろな子どもたちが出て、年々成長も見られるという喜ばしいこともございます。私は、選ばれし人がということではなく、子どもたちが任意に広場へ来て、自由に家族やいろいろな人と、一緒にお祭りを喜び合うという部分が、大和市民まつりにはあるということ、いつもうれしく思っております。

特に、多目的広場で青少年3団体にて行われていることについては、くじ等いろいろと工夫をしながら、子どもたちがおじいちゃん、おばあちゃんとともに手づくりをしたり、会話をしたりというように、地域の方たちと遊びながら、楽しみながら、そして意義を持ちながら行っているということ、うれしく感じています。

私は40年間見守っておりますが、他のお祭りのように食べたり飲んだりだけではなく、触れ合うということが定着していることが、大和市民まつりのすばらしいポイントの1つだと思っております。今年も参加させていただきました。

このような形で子どもたちが、建物の中ではなく、青空の下、広場で触れ合う場所、そして成長する場所があるということ、誇りに持ちたいと思っております。

以上です。

○柿本
教育長

ありがとうございました。

青少年3団体のところは、子どもたちが一番多く参加させていただいております。ボランティアでも活躍をさせていただいており、本当にありがたく思います。森園委員も2日間、本当にお疲れさまでございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告に対する質疑は終了させていただきます。

◎議 事

○柿本
教育長

それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第16号）「町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長

町の区域設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、審議願いたくご提案するものでございます。内容としましては、本市南部の渋谷土地区画整理事業の完了に伴いまして、住所の名

称を変更する条例を定めるためのものがございます。

2 ページ目、市長から、町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について依頼がございました。

3 ページ目、条例案につきましては、内容として3件ございます。

まず、第1条、大和市生涯学習センター条例の一部改正でございます。大和市渋谷学習センターの住所について、これまで「福田2021番地2」でございましたが、「渋谷五丁目22番地」に改めるものがございます。

次に、第2条、大和市立の学校設置に関する条例の一部改正でございます。大和市立渋谷小学校の住所について、「下和田929番地」を「渋谷七丁目10番地」に改めるものがございます。

続きまして、第3条、大和市立図書館条例の一部改正でございます。大和市立渋谷図書館の住所について、「福田2021番地2」を「渋谷五丁目22番地」に改めるものがございます。

4 ページ目につきましては、新旧対照表となっております。

最後に、1 ページ目、町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取の回答案でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありませんとさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

○石川
委員

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

これは町名変更に関する内容ですので、各施設の住所が変わっても、施設の運営としては全く問題のないこととあります。

したがって、このままでよろしいかと思えます。

○柿本
教育長

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第16号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第16号は可決いたしました。

続いて、日程第2(議案第17号)「大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。土佐野学校教育課長。

○土佐野
学校教育

大和市立小学校通学区域規則の一部を改正する規則について、提案させていただきます。

課 長 1 ページ目、大和市立小学校通学区域規則の一部を次のように改正するとし、2 ページ目、3 ページ目に、小学校区、中学校区の通学区域を示す別図を掲載しております。

今回の改正は、市北部にありましたイオンつきみ野店の跡地に大型マンションが建設されるということを受け、現在の北大和小学校区の一部を林間小学校区へ、つきみ野中学校区の一部を鶴間中学校区へ編成することによるものです。

建設予定のマンションにつきましては、つきみ野一丁目に位置しておりますが、現在、北大和小学校区とつきみ野中学校区となっておりますが、学校施設の状況や、今後の児童・生徒数の推計等を鑑みて、マンションが建設される区域を林間小学校区と鶴間中学校区に改めるものです。

5 ページ目、小学校区の新旧対照表でございます。県道座間大和線から上に四角く出ているところが、イオンつきみ野店跡の区域になります。

6 ページ目、中学校区の新旧対照表についても同様となります。

4 ページ目、施行日としましては、公布の日からといたします。

以上で、説明を終わらせていただきますが、今後も北部地域の児童・生徒推計を更新していくことにあわせて、地域の土地利用の動向についても注視していく必要性を感じているところです。

よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○柿 本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○小 松 北部の北大和小学校、つきみ野中学校につきまして、今はまだ余裕があるとしても、小学校の児童が増えていけば、必然的に中学校の人数が増えていくという状況の中、北大和小学校の一部を編成ということは、致し方ないことかというように思っております。

先ほどのご説明にあったように、今後の推移をしっかりと見ていってほしいということは地域の方たちから強く出ております。北大和小学校の規模適正協議会が開かれたときの推移は、今回のつきみ野イオン店跡のマンションができることによって変わってきているのではないかと、読みが甘かったのではないかとというような、厳しい意見も届いております。ご説明にあったとおり、今後の見通しということは、しっかりと立てていただきたいというように思います。

また、マンション単位で学校が変わってしまうということではなく、区画の中で学区が決まっていくというのが本来は理想かと思っておりますの

で、将来的にはそのような方向性になっていけばというように感じております。

以上です。

○石川委員 今回の場合には致し方ないというように思います。北大和小学校の現状を見ていると、今回ご説明いただいたマンションの子どもたちに北大和小学校に通っていただくのは、無理があるかと思えます。

ただし、マンションが建ったからどうしようというようなやや場当たりのことではなく、今後は、市全体を考えた上で、区画によって整理するということを考えていかなければいけないかと思えます。

どちらかというとな部は子どもたちが少なく、北部は増えているという状況の中で、物理的に新たに建物を増やすということも難しい状況でもあり、具体的にどうしていったらよいかということは全体的に考えていく必要があるかもしれません。

○柿本教育長 今回の区域変更に伴って、通学時間はどう変わりますか。

○土佐野学校教育課長 今回の変更となります区域から、北大和小学校と林間小学校の距離としましては、両方とも1キロメートル程度で、通学の距離としては変わりありません。また、鶴間中学校とつきみ野中学校についても、1キロメートル程度で、ほとんど変わりはありません。

座間街道を渡って林間小学校やつきみ野中学校へ通うこととなりますので、安全面の配慮については、今後も検討していかなければいけない課題と思っています。

○小松委員 余談ではございますけれども、北大和小学校では今週の土曜日に運動会が開催されます。新しくプレハブが増築されております。新しい校舎ができれば、また校庭が広くなると思いますが、運動会で5、6年生は100メートルを走るの、プレハブのぎりぎりのところまでトラックが設置されておりました。大丈夫なのか校長に確認したところ、苦肉の策の中でやっているというようなことをおっしゃっておりました。

プレハブなどを観客席として開放するというおっしゃっていましたが、北大和小学校は、そのような現状であるということをご理解いただければと思いましたので、つけ加えさせていただきます。

○森園委員 地域との話し合いをなさって、変更をなさることに関してご父兄は、了承なさっているということですね。

○柿本教育長 地域への説明について、報告をお願いします。

○土佐野 関係のある小学校、中学校の学校評議員、PTA会長など、学校関係者
学校教育 にお話をさせていただきました。学校評議員の中には、対象となる区域の
課 長 つきみ野自治会や坂上自治会の会長といった方もいらっしゃいましたの
で、あわせてお話をさせていただいたところです。

○森 園 そのような経緯の中で、この内容で提案をしているということですか
委 員 ね。

○土佐野 はい。
学校教育
課 長

○森 園 いろいろなご意見があると思いますけれども、北大和小学校については、
委 員 プールが潰されたのでよそに行くという、お子さんたちの思いという
ようなことも感じておりますので、できればそういったことを踏まえ
た上で、どう対策していくかということを経後の課題としていただければ
と思います。

以上でございます。

○青 蔭 この問題はかなり以前から取り挙げられている問題で、やむを得ない
委 員 ことと思います。

確かに百年の計、五十年の計、三十年の計を立てるのが行政かと思
いますが、よもや大型店舗が無くなってしまおうというようなことを誰がは
かり知れるのでしょうか。その中で、その都度、その場所で、住民の方
とお話をして、よりよい方法を見いだしていくというのがこれからの新
しい行政だと思えます。先のことを見通すということが、難しい時代にな
りました。総合教育会議でも申し上げましたが、AIの発展により、
数十年先には今ある職業を機械やコンピュータが行うようになり、人間
が携わる職業は、半分あるいはそれ以上に無くなってしまおうと言われて
います。もしかすると、行政や教育もどこまで人間がやるかはわかりま
せん。そういう時代が、すぐそこまで来ています。

この先、社会的に人口が減っていくということが見えているのですから、
永遠に北部の人口が増えていくということではありません。これまで
に、この地域に分校をともしましたが、土地の問題もありましたので、
そう簡単にことは進みませんでした。私はその都度、その場所で英
断を下していくということしかないと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿 本 さまざまな検討の結果ということでご理解いただけたらと思ひます。
教育長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第17号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第17号は可決いたしました。

それでは、日程第3(議案第18号)「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。

○齋藤
保健給食
課長

物品購入契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく市長への意見の申し出につきまして、議会に提案させていただき、予定の契約の内容について、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目、議会へ提案する議案の案でございます。

学校給食調理用備品の購入につきまして、次のとおり物品購入契約を締結したいという内容でございます。

1、契約の方法は、条件つき一般競争入札でございます。2、契約の相手方は、有限会社鶴間金物店、3、契約金額は、4,206万6,000円、5、納入場所は、北部調理場ほか2カ所とありますが、こちらは全調理場ということになります。

入札の状況といたしましては、3月23日に公告し、4月10日に開札を行ったものでございます。入札の参加者は落札者を入れて5者でございます。仮契約を開札日と同日の4月10日にしております。最終納入期日は、平成31年1月4日を予定してございます。

2 ページ目、平成30年度学校給食調理用備品購入備品一覧でございます。

まず、調理機器の更新にあたっての基本的な考え方でございます。全調理機器を点検する総合機器点検を平成29年度に行っております。その点検結果や、経過している年数を基本としまして、日々の点検や使用状況等を勘案し、更新の判断をしているものでございます。

表の1番から14番までは、ほとんどが15年以上経過してございます。1番から13番までの機器につきましては、メーカーの部品の供給が既に終了しているもの、または経過年数が20年以上あり、実際に不具合が生じているといったものになってございます。14番の球根皮剥機に関しては、経過年数は7年となっております。こちらは、人参やジャガイモといった根菜類の皮を剥くため、ドラム状のヤスリがついておりますが、これが劣化しているものとなります。全く剥けないわけではございませんけれども、通常よりも10分から20分程度、時間がかかっておりまして、調理スケジュールに遅れ、支障が出ているという状

況でございます。このヤスリの部分につきましては、「皮むき機の本体同様である。」とメーカーからも言われておりますので、機器自体を更新させていただきたいというものでございます。

ご承認をいただきましたら、市議会に提案させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

- 柿 本
教育長 細部説明が終わりました。
- 青 蔭
委員 質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
- 齋 藤
保健給食 球根皮剥機につきまして、ヤスリ状の部品を取り換える金額と、新しいものを購入する金額は、同等の金額なのでしょうか。
- 課 長 金額は、ほぼ同じでございます。また、やすり状のドラム部分だけを交換することは、この機器の性質上できないということではございました。
- 青 蔭
委員 資料に記載の金額は、ドラム部分を取り換えるというのではなく、機器を入れ替えた金額ということですね。
- 齋 藤
保健給食 機器を入れ替えた金額でございます。
- 課 長
- 青 蔭
委員 球根皮剥器は、人参やジャガイモなどの根菜類の皮を剥くものですから使用頻度は高いと思いますが、ほかの機器に比べて金額が安いように見えます。一般的に、資料に記載の金額ぐらいなののでしょうか。
- 齋 藤
保健給食 基本的には各販売店を通じまして見積もりを3者以上とった上で、この金額になっているものでございます。ほかの機器につきましては、例えば連続揚物機などはサイズが非常に大きいということもございます。また、食器消毒保管機は、衛生面という点で温度管理等の機能がついているといったように機器の機構として複雑ですし、サイズも大きい機器となります。球根皮剥機につきましては、ヤスリの部分のドラムが本体となっていて、その部分以外は、ドラムで剥いたものを下に排出するだけですので、機構としては単純な機器であるといったことではないかと考えられます。
- 青 蔭
委員 わかりました。
- 経過年数が、ほかの機器は2桁になっています。球根皮剥器の7年というのは、ほかの機種に比べて極端に短いと思うのですが、人参、ジャガイモ等は料理に使うことが大変多いため、利用頻度が高いので耐用年数的には短いということなののでしょうか。
- 齋 藤
保健給食 おっしゃるように、根菜類はカレーや煮物など、利用頻度は高くなっております。税法上の耐用年数は8年となっておりますが、このヤス

- 課長 リの部分につきましては、使用頻度が高いことから磨耗する確率も高いと認識しております。
- 例えば、こちらは南部調理場ですけれども、2、3台ございまして、ほかの皮むき機との連動して調理しております。ほかの機器と同時にできなくても問題はございませんけれども、10分、20分の差や、剥き加減の差といったものが出てしまうと、どうしてもその後の調理のスケジュールに影響が出てきてしまうといった状況でございます。
- 柿本 つまり耐用年数が8年ぐらいのもので、ヤスリが劣化してきているけれども、ヤスリのあるドラム部分だけ変えるわけにいかないの、機器全体を変えるというようなことでしょうか。
- 教育長
- 齋藤 おっしゃるとおりです。
- 保健給食課長
- 石川 それぞれ変える必要があるということはわかりました。
- 委員 契約については、こういうものは大体一括契約をするものなんではないでしょうか。
- 齋藤 調理機器でございますので、基本的には納入する際にスケジューリングがあるかと思えます。工事が入ったりしますので、そういったスケジュールとあわせて一括で購入できるものは、できるだけ一括で購入するようにしております。
- 課長
- 石川 そうすると、今回の場合、例えば連続揚物機とか、同じ機器については1業者でもよいかもしれませんが、ほかの保管庫等に対しては、別の業者が入るということも可能ではないかなという気がします。
- 委員 今年には鶴間金物店、去年は確か大黒屋だったと思えます。このような形で市内の業者から購入することは非常によいことであるとは思いますが、一括で購入するメリットと、毎年業者が変わるということについては、どうなんだろうかと思うことがありますが、いかがですか。
- 柿本 一括契約の理由等をお答えすればよろしいですか。
- 教育長
- 齋藤 契約自体の考え方として、市内の業者ということもありますけれども、いろいろな販売店に入札の機会を与えるということもありますし、先ほど申し上げましたように、一括購入をして、購入金額を抑えるということの両面から、このような契約とさせていただいております。
- 課長
- 石川 市民から見て疑義が生じないような明朗な形での購入の仕方ということを思いましたので、何で一括購入でなければいけなかったんだろうと思う人もいるかもしれないということから、質問いたしました。
- 委員

- 森 園 委員 契約の方法として、条件つきということですが、市内の業者ということが条件の1つなのでしょうか。
- 齋 藤 保健給食課 長 おっしゃるとおりでございます。市内に本店を有する者ということ、神奈川県電子入札システムにおきまして、業務用厨房機器類という登録をしていること、この2つが条件でございます。
- 森 園 委員 給食用の機器ですから、工事のために長い期間をとるわけにはいかないと思います。一括で購入して、コストは安くなり、納入に関してもリスクが与えられないようなことが、この条件に入っていたのでしょうか。
- 齋 藤 保健給食課 長 この条件というのは、あくまでも客観的な条件ですので、おっしゃる内容というのは入りませんが、厨房機器類を購入するという考え方において、森園委員のおっしゃったような考え方で契約をしたいと考えております。
- 森 園 委員 わかりました。
- 小 松 委員 例えば、連続揚物機で1番と2番は単価が一緒ですけれども、3番は単価が高いですね。4番5番もそうですけれども、同じ品名に対して単価が変わっているのはなぜか教えていただければと思います。
- 齋 藤 保健給食課 長 それぞれの場のスペースや、食数に合わせて、機器のサイズや規格の違いで、単価が異なるものでございます。
- 柿 本 教育長 ほかに、よろしいでしょうか。
ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第18号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしということで、議案第18号は可決いたしました。
それでは、日程第4(議案第19号)「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。
細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。
- 齋 藤 保健給食課 長 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員につきましては、共同調理場の設置等に関する条例に基づきまして、調理場が所管しております給食会計の予算などの実施計画、決算、調理場の設備の修繕計画等、共同調理場の運営に関する重要事項を審議することになっております。
委員構成につきましては、条例の施行規則に基づきまして、受け入れ校の小中学校の校長または教頭の代表者、受け入れ校の小中学校のPT

Aの代表者、ほか学識経験者となっております。任期は2年でございます。

今回、ご審議をいただくのは任期満了に伴います委嘱でございます。

1 ページ目、大和市学校給食共同調理場運営協議会委員候補者名簿の
新任者でございます。1 番から4 番までの方につきましては、受け入れ
校の校長または教頭の代表者という選出区分によるものです。各校長会
の推薦を受けました小中学校の校長2 名ずつの選出となっております。

次に、5 番から8 番の方につきましては、受け入れ校の小中学校のP
T Aの代表者という選出区分によるものです。こちらも小中学校2 名ず
つづの選出でございます。

続きまして、9 番から1 2 番の方につきましては、学識経験を有する
者という選出区分によるもので、学校医、学校歯科医、学校薬剤師から
代表で1 名ずつ、そして神奈川県厚木保健福祉事務所大和センターの
食品衛生課長にお願いしているものでございます。いずれの方におきま
しても、選出母体である校長会等、医師会、歯科医会、神奈川県等から
の推薦をいただいた方でございます。

参考としまして、番号にマルのある方は、前期からの再任の方でござ
います。また、2 ページ目は前任の方の一覧表でございます。

ご承認をいただきました場合、任期は平成3 0 年6 月1 日から平成
3 2 年の5 月3 1 日までとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○柿 本
教育長
○青 蔭
委 員

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

この方々に異論はございません。

協議会が年に開かれる回数を確認させていただきたいと思います。

今までに、問題が起きたときに招集がされず、協議会委員の機能が十
分に発揮できなかったということがございました。問題が起きたときには、
こういう方々にまず報告をして、その結果を公表するということが
必要だと思えます。協議会の際に、実際に起きたこと、メンテナンス
や今回のような耐用年数も含めた機器のことなどを細かくご説明いただ
ければと思います。また、できれば協議会に場長も集まっていたいで、
今の問題などを含めた現状をご説明いただき、現場の方と協議会委員
の接点を持てるような方向で進めていただきたいと思います。

○齋 藤
保健給食
課 長

まず最初のご質問につきましては、基本的には年2 回の開催でござい
ます。1 回目は、7 月に実施しております。内容は、事業費や給食費の
決算についてですが、調理場の運営、施設の状況といった事業報告もし

ております。2回目は、2月に実施をしております。基本的には、予算や事業計画についてですが、調理機器の総合点検結果に基づいて、どの機器がどういう状況になっているか、また、調理機器に限らず、調理場自体の老朽化の状況などもあわせてご報告申し上げ、どのように対応していくかを含めて翌年度の予算についてご説明をしております。

また、協議会には、調理場の場長や栄養士も事務局として参加しております。その中で、会長のご配慮もございまして、「調理場として何か困っている点はございませんか」というようなご質問もいただいたりしております。事務局としましても、透明性を高め、ご報告していくべきことは随時ご報告していきたいというように考えております。

○青 蔭 1 2 番の方が一番精通なさっていて、大体のことを把握なさっている委員
委員 とは思いますが、年に2回の開催で調理場のことを全て理解するというのは、無理があると思います。大変ご多忙な方々でいらっしゃるのですので、回数多く開催するというのは難しいと思いますが、もう少し話し合う機会を増やしてもよいのではないかと思います。

回数を重ねれば問題が起きないということではありませんが、少なくとも協議会委員をなさっている方が、ある程度のことをご理解していただいてないと、結局は場長の全責任になっているということになります。せっかくこれだけのメンバーが揃っているのですから、これからはもう少し細かなところに目が行くような方向を築いていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○森 園 私が教育委員に就いてから、学校給食について問題が起きたとき委員
委員 には、逐次報告を受けておりました。異物混入の場合では、子どもたちには何もなかったということや、配付忘れがあった場合では、どう対応したのかということの報告も受けました。しかし、そういうことがないようにということや、そのようなことが起きたときの対応ということとは、教育委員に報告するより、協議会委員に報告し検討しなくてはいけないことだと思います。何か問題が起こったときに、この協議会に報告をするということであれば、年に2回ということでは、少ないのではないのでしょうか。問題が起きたときに、話し合いをするということがこの協議会の意味であると思います。

また、実際に子どもたちが給食の提供を受けている方としては、PTAの4人だけですよ。子どもたちが給食の提供を受けている人をメンバーとして増やしていただくとよいと思います。今回はこの方たちでよいと思っておりますが、これからとして、そういった部分でもご検討

いただければよいかなと思いました。

以上です。

- 柿本教育長 いろいろなご意見いただきまして、ありがとうございます。
ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。
これより、議案第19号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第19号は可決いたしました。

それでは、日程第5(議案第20号)「大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。板坂指導室長。

- 板坂 お願いいたします。

指導室長

5月8日の教育委員会臨時会にてご審議いただきました大和市教科用図書採択方針におきまして、採択にあたっては、大和市教科用図書採択検討委員会の答申等を参考にするとございました。それに伴いまして、平成31年度使用教科用図書採択における採択検討委員会委員の委嘱についてご審議いただきたいと思っております

初めに、採択検討委員会の任期につきましては、大和市教科用図書採択検討委員会規則第4条によりまして、委嘱を予定しております平成30年5月30日から平成30年8月31日までとなります。

規則第2条第1項第1号、市立小学校及び中学校の校長及び教員として、1番から4番の方を校長会から選出していただいております。

規則第2条第1項第2号、大和市教育研究会の代表者からは5番の方を選出していただきました。

規則第2条第1項第3号、児童及び生徒の保護者として、6番、7番の方を大和市PTA連絡協議会から選出していただいております。

規則第2条第1項第4号、そのほか教育委員会が必要と認めた者として、学識経験者でもあります8番、9番の方を選出させていただきました。

なお、委員の方の氏名の公開につきましては、採択終了後ということになりますので、ご承知ください。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 柿本 細部説明が終わりました。

教育長

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

- 青蔭

委員

粛々と進めていただければということだけでございます。

○柿本
教育長

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第20号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第20号は可決いたしました。

それでは、日程第6(議案第21号)「平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。板坂指導室長。

○板坂
指導室長

本議案は、平成31年度から中学校で使用いたします「特別の教科道徳」の教科用図書の採択に関しまして、検討資料の作成を大和市教科用図書採択検討委員会に諮問するものでございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項にございます義務諸学校において使用する教科書は、文部科学省から目録に登載された教科用図書の中から採択することになっております。

2ページ目、文部科学省から送付されました平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科書目録登載教科書一覧でございます。発行者は、8者となっております。

大和市教科用図書採択検討委員会は、神奈川県教育委員会の教科用図書採択基準に基づきまして、この目録に登載されています教科書の調査研究を行い、その結果を教育委員会に答申いたします。

また、その検討にあたりましては、外部からの不当な働きかけ等がないように、静謐な環境で行うということになっておりますので、委員会自体は非公開で行う予定となっております。

会議録等につきましては、採択後に公開する予定となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

いかがでしょうか。

静謐な環境ということを確認しながら、進めさせていただきたいと思っております。

ほかはないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより、議案第21号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第21号は可決いたしました。

それでは、日程第7(議案第22号)「大和市部活動ガイドラインについて」を議題といたします。

細部説明を求めます。板坂指導室長。

○板 坂
指導室長

これまで、学校で行われております運動部活動につきましては、興味関心のある生徒が参加し、顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われてまいりました。体力、技術の向上だけではなく、異年齢集団との交流の中で、望ましい人間関係の構築や、本人の自己肯定感、責任感、連帯感などが養われることなど、教育的意義は大きいと考えられております。しかしながら、現在の社会や経済環境の変化によりまして、従前の体制ではなく、より生徒の実態を考慮した部活動のあり方が求められてきております。

このことを受けまして、平成30年3月には、スポーツ庁から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが出されました。その中で、運営のための整備として以下のようなことが示されております。都道府県におきましては、スポーツ庁のガイドラインに則り、運動部活動のあり方に関する方針を策定するということ。また、市町村の教育委員会は、スポーツ庁のガイドラインに則り、都道府県の運動部活動のあり方に関する方針を参考にして、設置する学校に係る運動部活動の方針を策定するということとございます。平成30年4月に神奈川県教育委員会から、神奈川県の部活動のあり方に関する方針が出されたことを受け、今回、大和市部活動ガイドラインをお示しさせていただくものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明いたします。

1、2ページ目、大和市部活動ガイドラインの概要、1、部活動の意義・目的について、2、自ら成長する力 部活動の3本の柱とさせていただきます。ここでは部活動を通して生徒につけさせたい力について、述べてございます。それは、自ら目標を見つけ、それに向かって主体的に努力する力、それぞれの魅力を味わい、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ気持ち、目標に向けて他者と協力する喜びを味わい、関わり合い、つながる力、こういったものを生徒につけてほしいということを述べてございます。

3ページ目、より具体的な内容を述べてございます。まずは、3、実態把握についてです。部活動は、生徒の生活にとって非常に大きなものであります。そこで、近年の生活の多様化などによる実態の把握が重要であるということを示してございます。4の活動日程につきましては、科学的な指導のもと、効果的な活動を行うことの必要性を述べてあるとともに、生徒の身体的な負担などを踏まえ、練習日につきまして具体的に示しております。

4ページ目、朝練習につきましても、大和市として具体的に示してお

ります。そのほか、5、部活動の指導のあり方につきまして、体罰、暴言の禁止、安全管理の徹底、指導者の指導力の向上について示してございます。

5、6ページ目、6、部活動の顧問、指導者につきましては、複数顧問を推進することや、大和市として派遣しております外部指導者のことについて述べてございます。また、部活動ボランティアバンクといたしまして、地域の方や保護者がボランティアとして学校に入っております。そういった方々をやはり学校、校長、教育委員会がともに正しく把握するために、部活動ボランティアバンクに登録していただくということを具体的に示してございます。7、安全な活動につきましては、生徒の事故、けがの防止、それから万が一の自然災害等が起きたときの対応についても述べてございます。

6ページ目、8、保護者・関係者等との連携を踏まえ適切な活動を続けること。9といたしましては、これを受けて、学校ごとに部活動の活動方針を策定するということが述べてございます。

以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

○柿 本
教育長
○青 蔭
委 員

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

部活動につきましては、ややもすると、教員の情熱が先走ってしまうようなことが考えられます。また、大学での問題でございすが、コーチに言われれば選手は何でもしてしまうというというようなことがあり、このようなことが、スポーツの世界ではまかり通ってしまうということもございしますので、このガイドラインをご理解いただきたいと思います。時間をかけるということや精神面だけで行うのではなく、科学的にどうトレーニングをするか、短い時間でどうトレーニング効果を出すかということが必要であり、そのことがガイドラインに記載されてございます。特に大和市独自のものとして、朝練の中止というのはよいと思います。朝練のために、親御さんが朝早くから起きてお弁当を作っているという話や、朝の練習開始時間もある程度の規定があったそうでございますが、1時間以上前から来て練習していたというような話もお聞きしたことがございます。そういうこともございましたので、ガイドラインに示したことはよいと思います。このことで、部活動の成績が落ちるといことがないように、科学的な方法を取り入れることや、皆様のご要望などを十分考慮していただきたいと思います。

池江選手が17歳で水泳にてご活躍なさっていますが、スポーツは、体力をつけたり、結果を出すために、どのように筋肉をつけたらいいの

か、どの部位を鍛えればいいのかということが大事でございますので、部活動でも、教員からただ指示してやらせるということではなく、科学的な根拠で行っていただきたいと思います。

今回、大和市としてのガイドラインができましたので、教員に遵守していただいて、部活動が子どもたちの3年間のよき思い出となるとともに、スポーツだけであればいいということではなくて、勉強もできるという、文武両道を目指す子どもたちになっていただきたいと思います。そのためにも、このガイドラインをつくって安心するというのではなく、いかに運用するかということが大事ですので、学校へ周知徹底することに努めていかなければならないということを改めて思いました。

○森 園 委員 このガイドラインに基づいて、各学校が部活動を行っていくということをお聞きしましたが、このガイドラインの配付先は学校ということですか。

○板 坂 指導室長 そのとおりでございます。校長を通して、学校に配付するという形になります。

○森 園 委員 保護者の方はこのガイドラインは手に入れられないということでしょうか。

○板 坂 指導室長 説明が足りなくて申し訳ありません。市のホームページでも公開いたしますので、保護者の方もご覧いただくことができます。

○森 園 委員 保護者や子どもなど、部活動に関わる全員が認識すべき内容だと思えます。そこで学校の捉え方として、真摯に対応するというものだと思います。ガイドラインは細部にわたって、しっかりと方向づけがされていると思います。

○石 川 委員 中学校生活における部活動というのは、それなりの意義を持っていると思っていますし、これからも部活動は生徒たちに続けてほしいと思っています。

時代が変わってきたので、ある程度のガイドラインというのは、つくらなければいけないということだと思います。

それから、教職員の働き方改革というようなことも含めて検討されているので、正月から1回も休んでいないということがないような形のガイドラインになっていると思います。ただ、今までの考え方をされている保護者もいらっしゃると思っています。できるだけ強い部活動がよいとか、あの顧問がいたからうちの部活は強くなったんだとか、いろいろなお話もありますので、ホームページに載せるだけではなくて、例えば、1年生が入学するときには必ず全保護者に配布するなど、周知徹底

していくことが大事かと思えます。

そして、改善していかなければいけない部分も出てくるだろうと思えますので、その辺を含めて保護者にきちんと説明していくことで、中学校の部活動はこうなるのだなど、保護者が思ってくれるようになるとうよいと思えます。保護者に対しては、何らかの形で配布していくことが望ましいと思えます。

○小松 部活動は本来は自主的に希望する生徒が参加するものであると思えます。先日テレビを見ていたら、強制的に入らなければいけないという市もあり驚きましたけれども、神奈川県でも、ある時期には、部活動の成績が高校の入試に関係していたこともございました。今は教員の働き方の問題もありますし、子どもたちの生活スタイルも変わってきていると思えます。

実際に、学校生活の中には、学校の学習や委員会活動、部活動のやりくりの中で苦しい思いをしている生徒がいたり、習い事をどのようにしていくかというようなことで、細かい部分ではひずみが生じているという話は聞いております。

そういった意味で、3の、子どもたちの生活も多様化しているのではというところは、子どもたちの率直な言葉として、1日休みができることによつて、例えば、そこに習い事をあてることができるようになりますので、子どもたち自身がとても助かるものだと思います。

塾などの習い事に行つて部活動を休んでしまうと、運動部の生徒であれば、次の大会の選手に選んでもらえなくなってしまうというようなことも聞いたことがあります。このガイドラインができることによつて休みができれば、子どもたちの中でやり繰りをしながら、人間関係も含め、うまくやっていけるとということも期待しています。

また、学校だけではなく保護者にも理解していただきたいと思えます。保護者の考えも、いろいろな方がいらっしゃいますので、一定のガイドラインができ、これに沿つてやりますということはぜひ理解していただきたいと思えます。指導者によつて言うことが違つたと、困るのは子どもたちですので、部活動に関わる外部の講師の方、ボランティアの方など、全ての方たちに共通の認識を持つていただけたらと思えます。

○森園 委員 ご苦勞がいろいろあると思えますけれども、このガイドラインで絶対に共通認識してほしいというのは、部活動の意味と目的についてだと思います。この目的はすばらしいと思えます。

部活動の活動日程の設定について、朝練は原則禁止するということは、施行した後でいろいろな意見があると思えます。その辺について

は、またそのときに、状況に応じた中で検討していけばよろしいかと思
います。

以上です。

○石川委員 この内容を今後どのような形で各学校に伝え、各学校が遵守していく
かということが一番大事ではないかと思っています。例えば、複数の顧
問で部活動を運営することとありますが、複数配置ができない学校がそ
もそもありますので、そうすると、複数配置ができない部活動はなくし
てしまうのかなど、具体的な課題が各学校で出てくるだろうと思いま
す。そういったところも含めて、各学校で具体的にどう決めていくか
ということ、注視していかなければと思います。

また、これはスポーツ庁から基本的な考え方として出たものですが、
運動部だけではなくて、ほかの部でも同じような形で考えていく
ということをしつかり認識しないといけないと思います。

以上です。

○青蔭委員 6 ページに、保護者と関係者等の連携を示してございます。保護者会
の設定の1点目に「その理解と協力がえられるように努める」とありま
すが、努めるのではなくて、協力をえられるようにしなければいけない
わけですから、「その理解と協力がえられるようにする」としたほうが
よいかと思えます。

同様に4点目に、「保護者との良好な関係づくりに努める」とありま
すが、「保護者との良好な関係をつくる」としたほうがよいと思いま
す。「努める」よりも「する」というように断定したほうがよいと思
いますが、いかがでしょうか。

○柿本教育長 訂正のご提案がございましたが、ご提案が認められれば、そのように
訂正をしていきたいと思えます。

具体的に申し上げますと、6 ページ目の8、保護者・関係者等との連
携に【保護者会の設定（理解と協力）】が示されており、内容として4
点ございます。その1点目「適宜、保護者会を開き、部活動の方針や決
まり等を伝え、その理解と協力がえられるようにする。」とする訂正
と、4点目「日ごろから活動状況を伝えるなど、保護者との良好な関係
をつくる。」とする訂正をご提案いただきました。することをはっきり
させるという主旨でのご提案がございましたが、委員の皆様、いかが
でしょうか。ご異議がなければ、「努める」という努力規定から、責任
として「する」というように訂正させていただきます。

（「異議なし」の声）

○柿本 教育長 ほか、いかがでしょうか。
今回、このガイドラインにつきましては、今の子どもたち、家庭、そういったような状況を踏まえながら、これからの学校教育の場で運動部活動、及び運動以外の部活動において、長い間運用されるようにつくられたものでございます。

先ほど周知徹底の話が出てまいりましたが、いじめ問題対策基本方針と同じように、ガイドラインに沿って、各学校で学校部活動方針をつくることとなります。各学校でつくった方針につきましては、地域、保護者、子どもたちに対して公開する義務を持っているというように考えております。この市のガイドラインも市のホームページ等で紹介するとともに、各学校では各学校で作成した方針を、地域及び学校関係者に公開する義務があるということの確認を今後させていただき、周知徹底を図っていきたいと思います。

○石川 委員 学校でつくったものは教育委員会に、報告義務を負っているということですね。

○柿本 教育長 おっしゃるとおり、先ほど申し上げました、いじめ問題対策基本方針と同じようなスタイルで周知徹底を図っていきたいと思いますので、つけ加えてご説明させていただきます。

ほかにないようでしたら、質疑のを終結させていただきます。

これより、議案第22号について採決いたします。

先ほど訂正いたしました案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第22号は可決いたしました。

それでは、日程第8(議案第23号)「教育財産の取得の申し出について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川 教育総務課長 教育財産の取得の申し出につきまして、ご提案させていただきます。
取得する教育財産の概要といたしまして、5点ほど述べさせていただきます。

1点目、下福田小学校のプール受水槽でございます。取得理由につきましては、老朽化により設備を更新し、あわせて防災機能の向上を図るものでございます。取得時期につきましては、平成31年2月の予定でございます。参考といたしまして、予算額につきましては1,806万1,000円でございます。

2点目、福田小学校のプール受水槽でございます。こちらも取得理由は老朽化により設備を更新し、あわせて防災機能の向上を図るものでご

ございます。取得時期は、平成31年2月を予定しております。予算額は、1,939万7,000円でございます。

3点目、引地台小学校のキュービクル、いわゆる受変電設備でございます。取得理由は、老朽化により設備を更新するものでございます。取得時期は、平成30年11月を予定しております。予算額は、4,231万5,000円でございます。

4点目、下福田中学校の防球ネットの設置でございます。こちらの防球ネットは、高さが10メートル、横150メートルのものでございます。取得理由は、学校活動等での必要性により設置するものでございます。取得時期は、平成31年2月を予定しております。予算額は2,852万3,000円でございます。

5点目、南林間小学校の防球ネットの設置でございます。高さが10メートル、横110メートルのものでございます。取得理由については、学校活動等での必要性により設置するものでございます。取得時期は、平成31年2月で、予算額は1,476万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○青蔭
委員

プール受水槽について、老朽化によるものですが、現状のものを設置したのはいつ頃なのかわかりますか。

○石川
教育総務
課長

1点目の下福田小学校につきましては、プールの設置は昭和53年となっております。

2点目の福田小学校につきましても、昭和53年にプールを設置しております。

○青蔭
委員

その間、1回も更新はなかったのでしょうか。

○石川
教育総務
課長

両校とも初めての更新となります。

○石川
委員

今回、プール受水槽を更新という形で取得するという事は、前のものを廃棄する手続きがあるのでしょうか。

○石川
教育総務
課長

おっしゃるとおり、設備自体が古くなりましたので、それは破棄させていただいて新しいものを設置するという形になります。

なお、今回、防災機能の向上を図るものと記載させていただきましたが、今回の受水槽には、受水槽の脇に蛇口のようなものをつけまして、

災害時はそこから水をとれるような機能を付加したものでございます。

○石川委員 下福田中学校と南林間小学校の防球ネットについては、新設ということでしょうか。

○石川教育総務課長 4点目の下福田中学校につきましては、高さが3メートルから4メートルぐらいの簡易なフェンスが川沿いにあるのですが、サッカーなどでボールが川に落ちてしまうということが見受けられますので、今回10メートルの高さのものを設置したいという要望がございました。

また、5点目の南林間小学校につきましては、東側の道路に面しているところになるのですが、2メートルぐらいの高さのフェンスのみでした。ドッジボールや、スポーツ開放時のサッカー、ソフトボールなどでボールが道路に出てしまったり、民家に入ってしまったたりして、苦情が出ており、今回設置の要望がございました。

○石川委員 わかりました。

○森園委員 下福田中学校のネットは、簡易だったものをしっかりした防球ネットにして、南林間小学校も高さが低かったものを、新しくするというところで理解しました。それぞれの幅には40メートルの差があると思いますが、金額としては1,400万円の差となっています。この違いはどういうことによるものでしょうか。

○柿本教育長 単価が大分違うということですね。

○石川教育総務課長 南林間小学校につきましては、真っ直ぐな形で設置ができますが、下福田中学校につきましては、川に沿ってカーブを描いているような形になっておりますので、その辺の設計の差異もあるかと思えます。また、現場の土壌など、基礎の部分も関係するかと思われます。

○柿本教育長 ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。
これより、議案第23号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第23号は可決いたしました。

◎その他

○柿本教育長 それではその他に入ります。
各課での報告事項について、順次報告してください。

初めに、「市立小中学校の児童生徒数及び学級数について」。

土佐野学校教育課長。

○土佐野 平成30年5月1日現在の小中学校の児童生徒数及び学級数について、ご報告させていただきます。

学校教育 課長 上段の表が小学校の児童数、下段の表が中学校の生徒数の一覧表となっています。

小学校の全児童は1万1,880人、昨年度比で151人の増になります。中学校の全生徒数は5,305人、昨年度比で127人の減になります。

授業を少人数で行う少人数指導や学級の人数を35人以下にする少人数学級のための少人数研究として、県と国からの加配がございします。小学校1年生は法律で定められていますので、35人以下の学級になっていますけれども、それ以外の学年で少人数研究として35人以下学級にしているところについては、網かけで示しております。なお、小学校2年生につきましては、県の少人数加配を使って、必ず35人学級にするとされていますので、対象の6校で少人数学級となっています。

報告は以上になります。よろしくお願ひします。

○柿本 ただいまの報告に関し、質疑、意見等ございましたら、お願ひいたします。
教育長

○石川 例えば大和小学校の場合は、少人数研究がされていないということですが、これだけの大規模な学校ですから、実態として教員はかなり厳しいのではないかと思います。この辺はどのようになっているのでしょうか。
委員

○土佐野 各学校に少人数研究指導方法工夫改善という形で、少人数指導としてティームティーチング指導や、クラスを半分に分けて算数の授業を20人ずつ行う、クラス数を4クラスから5クラスに増やして少人数研究学級とするというような方法の3つの視点で分けることができます。大和小学校には、今年度2名の少人数研究配置をしておりますけれども、どちらも少人数指導というところでご活用されているようです。
学校教育 課長

教室数が足りないということではなくて、どちらかというとな級外の人数を多くしておいて、万が一、産休などに急に入られた教員がいたときに、臨時的任用職員の枯渇という状況がある中で、その教員をうまく回していくというような方法をとられている学校の1つではあります。

○石川 支援学級について、大和小学校は人数的に突出していますけれども、何か理由はありますか。
委員

○土佐野 障がい種別の違いにより、クラスが多くできています。ほかの学校に
学校教育 はない、難聴級や肢体不自由級がありますことや、情緒級の人数が多く
課 長 なっていることも鑑みて、全部で9クラスというような配置になっています。

大和小学校は学級数が多いというところで、市内でも突出しているとい
うことは感じております。

○石 川 本来は1学級に対して1教室をあてなければいけないわけですが、学
委 員 級数が9クラスとなりますと、これだけの教室が実際にとれているので
しょうか。

○土佐野 おっしゃるとおりで、9クラス全部を普通教室9室分ということでは、足りなくなってしまう
学校教育 ますし、2名、3名という、少人数というところもございますので、1つ
課 長 の教室を半分に区切って2つの教室にしているのですとか、もともと小さな0.5教室分の部屋を使
って教室としているというような工夫をして使っていたいているところがございます。

○柿 本 ほか、いかがでしょうか。

教育長 では、次の報告にまいりたいと思います。

続きまして、「校務支援システムアンケート集計結果について」。

竹中教育研究所長。

○竹 中 校務支援システムが本格稼働いたしまして、2年ほど経過いたしました。
教育研究 第1回目のアンケートとして、稼働直後の平成28年6月に導入前
所 長 の実態を調査いたしました。また、平成29年1月に、1学期と2学期
の2度の通知表作成について調査をいたしました。その後、平成29年
の夏休みの期間に、平成28年度末に行った指導要録の作成について調
査をいたしました。

これら校務支援システムに関するアンケートを集計いたしましたので、ご報告いたします。

まず、通知表作成につきまして、小学校、中学校合わせた集計となっておりますが、児童生徒1人につき、48分の短縮ということがございます。これは、作成1回につき、クラスを35人と平均いたしまして計算いたしますと、28時間の時間が生み出されたこととなります。年間3回通知表の作成がございますので、年間で84時間の時間を生み出すことができたと考えております。

次に、指導要録の作成につきまして、小学校では児童1人につき107分の短縮、クラス人数を35人といたしますと、62時間の短縮

となります。中学校では生徒1人当たり71分の短縮、クラス35人といたしまして41時間の時間か生み出せたと考えております。

年間といたしましては、小学校の担任は146時間、中学校の担任は125時間の時間が生み出せたというように考えてございます。

裏面は、報告いたしましたアンケートの数値について示しているものでございます。真ん中の表は、通知表を作成したときに実現できたと思われるものについて答えていただいたものになります。出席簿の連携により通知表や指導要録への転記が不要となり、これがよかったという回答が1番多く、80.14%の教員が答えています。また、2番目としましては、通知表、指導要録への氏名等の転載について、今まではゴム印等を使用していたところ、自動で出力されるようになり効率化が図れているということで、多くの教員に効率化を実感しているところであります。そういったことが主に教員が実感されているという結果になっております。

また、システム化による恩恵を実感していない教員もいることがアンケートからわかっております。これからも運用面を見直していくことや、研修を通しまして、児童生徒に向き合う時間を少しでも増やしていただけるようにしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○柿本 教育長 ただいまの報告に関し、質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭 委員 努力によって、教員の勤務時間が短縮されましたが、短縮された時間の有効利用というものが検証できるとよいと思います。これだけ努力なさったわけですから、この空いた時間は、生徒たちにどのように向かい合うか、学力の向上のためですとか、問題のある子どもと少しでも言葉を交わすといったように、具体的にその成果をリストアップしていただけると、教員にとってもわかりやすく、モチベーションが上がっていくものかと思っておりますので、ぜひなさっていただきたいと思っております。

アンケート結果の実現できたと思われる業務については、もう少し数字が伸びるとうれしく思います。

以上です。

○石川 委員 数字上、これだけ短縮されたということがわかるので、よかったということはありますが、このアンケート結果を見ますと、ここはよいなど実感できる内容は、そんなに多くはないように思います。しかしながら、これが定着し、かつ的確に運用されるということが大事だと思います。

また、自動的に入るといふのはよいのですが、ちょっとしたミスが大きくなってしまうということも、注意しないとイケないと思いません。便利ですけども、その裏に隠された注意点ということにも気をつけていかないとイケないと思いません。

○小松 事務的なところで、これだけ時間が短縮されてきているということは、よいことだと思います。

実際、校務支援システムというものがどういった内容なのかは、わからないのですが、これは子どもたちのためにも有効活用していただけたらと思います。

1年ごとに担任が変わるケースが多いような気がしますが、問題を抱えているお子さんが増えてきている中で、そういった子どもの特性などもこういうシステムを利用して、次の担任が見てすぐにわかるというようなことができるとういことかと思いません。

また、教員が知りたいことは、その子に対してどういう指導をしてきたか、どういう方法で取り組んできたかということかと思いません。普通級の子どもたちもそうですけれども、支援級の子どもたちは特に必要かと思いませんので、そういったことが伝わっていくようなシステムがあれば、おそらく担任が変わっても次の担任に戸惑いは出てこないと思いません。個別計画を立てて、その結果というものは残されているけれども、過程がわからない。しかし、必要なのは過程であるということか、実感しております。

せつかくこういうものがあるのであれば、それをうまく利用して、見れば次の方がすぐにわかるような機能があるとよいだろうと感じております。

以上です。

○森園 委員 この校務支援システムに対するアンケートの目的は、どれだけ時間が短縮されたかということになっていると思いませんが、一番大切なのは、これを使うことによって実現できたと思われる業務がありましたかという部分かと思いません。この部分を伸ばしていくと、とても意味があるものになってくると思いません。

以上です。

○柿本 教育長 ご意見ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

予定されている報告は全て終了いたしました。

事務局よりほかにか何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、6月の会議の日程をお知らせいたします。

6月定例会は、6月28日木曜日、午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて教育委員会5月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分